

議案第36号

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する
条例の一部を改正する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年9月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正されることに伴い、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成28年南風原町条例第20号）の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成28年南風原町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第3条第1項中「当該支給認定保護者等」を「当該教育・保育給付認定保護者等」に、「別表第1のとおりとする。」を「次に掲げるとおりとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）又は満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る利用者負担額は、零とする。
- (2) 満3歳未満保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る利用者負担額は、別表第1に定める額とする。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる利用者負担額が、特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額（以下「給付単価限度額」という。）を超える場合は、当該給付単価限度額を限度とする。

第4条第1項中「保育所」を「町立保育所（南風原町保育所設置及び管理等に関する条例（昭和62年南風原町条例第11号）第2条に規定する保育所をいう。以下同じ。）及び法附則第6条に規定する特定保育所」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同条第3項を削る。

第5条の見出し中「主食費」の次に「及び副食費の徴収」を加え、同条第1項中「保育所」を「町立保育所」に改め、同項中「主食」を「食事」に改め、同項中「3歳以上の」及び「（当該年度の初日の前日において3歳以上である子どもをいう。）」を削り、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に、「主食費として月額500円」を「次の各号に掲げる食事の提供に要する費用の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 主食費 500円

(2) 副食費 5,500円

第5条第2項を次のように改める。

2 町長は前項の規定にかかわらず、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号イ及びロに該当する場合は、副食の提供に要する費用並びに同号ハに該当する場合は、食事の提供に要する費用を教育・保育給付認定保護者等から徴収しない。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条中「第3条」の次に「第1項」を加え、「及び第5条」を「、第5条第1項」に、「並びに第6条」を「及び副食費、第7条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「当該支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に、「認定子ども園、市町村以外の者」を「第4条第1項に規定する町立保育所及び特定保育所以外の者」に、「幼稚園」を「特定教育・保育施設」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「町が設置する保育所」を「町立保育所」に改め、同条第3項を削り、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（主食費及び副食費の納期）

第6条 町長は、町立保育所において前条の規定により徴収する毎月分の主食費及び副食費の納期は、毎月15日とする。ただし、同日以後に入所した場合、その他町長が認めた場合においては、別に町長が定める日までにその分を納めなければならない。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

各月初日に在籍する満3歳未満保育認定子どもの 属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額（円）	
階層区分	定義	保育標準時間 認定	保育短時間認 定
第1	生活保護世帯等	0	0

第2の1	第1階層を除き市町村民税非課税世帯		ひとり親世帯等	0	0
第2の2			ひとり親世帯等以外の世帯	0	0
第3の1	第1階層を除き市町村民税課税世帯であって、その市町村民税所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	9,000	9,000
第3の2			ひとり親世帯等以外の世帯	18,500	18,100
第4の1		48,600円以上	ひとり親世帯等	9,000	9,000
第4の2A		57,700円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	21,500	21,000
第4の2B		57,700円以上 67,000円未満		23,000	22,500
第4の2C		67,000円以上 77,101円未満		25,000	24,500
第4の3A		77,101円以上 87,000円未満		27,000	26,500

第 4 の 3 B		87,000円以上 97,000円未満	28,500	28,000
第 5 A		97,000円以上 115,000円未満	31,500	30,800
第 5 B		115,000円以上 133,000円未満	34,000	33,300
第 5 C		133,000円以上 151,000円未満	36,500	35,800
第 5 D		151,000円以上 169,000円未満	39,000	38,300
第 6 A		169,000円以上 213,000円未満	42,000	41,200
第 6 B		213,000円以上 257,000円未満	45,000	44,200
第 6 C		257,000円以上 301,000円未満	48,000	47,200
第 7		301,000円以上 397,000円未満	53,000	52,200
第 8		397,000円以上	63,000	62,100

備考

- この表において「満 3 歳未満保育認定子ども」とは、法第19条第 1 項第 3 号の支給要件を満たしていると町長が認定した子どもをいう。
- この表において「保育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項の規定による 1 月当たり

平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定を、「保育短時間認定」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。

3 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。

4 この表において「ひとり親世帯等」とは、規則第22条に規定するものをいう。

5 この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に関する所得割をいう。）の額の計算については、令第4条第2項第2号の内閣府令で定める規定は、適用しないものとする。

6 この表における子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。

7 教育・保育給付認定保護者等の属する世帯において負担額算定基準子ども（令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が複数人いる場合におけるこの表の規定については、次の各号に定めるところによる。

(1) 負担額算定基準子どものうち最年長である満3歳未満保育認定子ども（同年齢の満3歳未満保育認定子どもが2人以上いる場合はそのうちの1人とする。）に係る利用者負担額は、この表に定める額とする。

(2) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども（同年齢の満3歳未満保育認定子どもが2人以上いる場合はそのうちの1人とする。）に係る利用者負担額は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。

(3) 前2号に該当する者以外の満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、零とする。

8 教育・保育給付認定保護者等の属する世帯において特定被監護者等（令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が複数人いる場合であって当該世帯に係る所得割の合計額が57,700円未満であるときにおけるこの表の規定の適用については、備考7の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 特定被監護者等のうち最年長である満3歳未満保育認定子ども（同年齢の満3歳

未満保育認定子どもが2人以上いる場合はそのうちの1人とする。)に係る利用者負担額は、この表に定める額とする。

(2) 特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども(同年齢の満3歳未満保育認定子どもが2人以上いる場合はそのうちの1人とする。)に係る利用者負担額は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。

(3) 前2号に該当する者以外の満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、零とする。

9 備考8の規定は、教育・保育給付認定保護者等の属する世帯において特定被監護者等が複数人いる場合であって当該世帯に係る所得割の合計額が77,101円未満であり、かつ、当該世帯がひとり親世帯等に該当するときにおけるこの表の規定の適用について準用する。この場合において、備考8第2号中「この表に定める額に2分の1を乗じて得た額」とあるのは「零」とする。

10 4月から8月分の利用者負担額は前年度の市町村民税所得割額により算定、9月から翌年3月分の利用者負担額は当年度の市町村民税所得割額により算定する。

別表第2を次のように改める。

区分		利用者負担額
満3歳未満保育認定子ども	月途中で入園(所)した利用者の入園(所)した月の利用者負担額	月途中で入所した教育・保育給付認定保護者等の属する世帯の階層区分により定まる利用者負担額×その月の月途中入園(所)日からの開園(所)日数(25日を超える場合は25日)÷25日
	月途中で退園(所)した利用者の退園(所)した月の利用者負担額	月途中で退園(所)した教育・保育給付認定保護者等の属する世帯の階層区分により定まる利用者負担額×その月の月途中退園(所)日の前日までの開園(所)日数(25日を超える場合は25日)÷25日

注

- 1 階層区分により定まる利用者負担額は、別表第1備考7から備考9までを適用した後の額とする。
- 2 10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 開園（所）日数の算出にあたっては、開園（所）の有無にかかわらず、休日及び日曜日を除くものとする。

別表第3中「第6条」を「第7条」に改める。

別表第4中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定による改正後の南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用者負担額等について適用し、施行日前の利用に係る利用者負担額等については、なお従前の例による。